

(市川市介護認定審査会の委員の定数等)

第2条 市川市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、100人以内とする。

2 認定審査会の事務は、福祉部において処理する。

3 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

4 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成14年条例 1 号・18年 1 号・17号・22年38号・23年 4 号〕